

白井市防犯灯設置等に関する要綱

制定 令和3年4月16日

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の道路における夜間の歩行者通行の安全を図り、路上犯罪の防止を図るため、防犯灯について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯灯 道路を照明するもので、夜間における歩行者の安全通行及び路上犯罪の防止を図ることを目的として、市が設置及び管理する照明灯(夜間の交通事故を防止するため、交通量の多い幹線道路や交差点、曲がり角などに設置された道路照明施設(以下「道路照明灯」という。)を除く)をいう。
- (2) 屋外照明 防犯灯、道路照明灯、公園灯(夜間の公園利用者の利便性・安全性を確保するために白井市が設置する照明灯)並びに施設及び店舗等の敷地内に設置されている終夜点灯する照明灯の総称をいう。
- (3) 東電柱 東京電力パワーグリッド株式会社が所有する電柱をいう。
- (4) NTT柱 東日本電信電話株式会社が所有する電柱をいう。
- (5) 自治会等の長 白井市市民自治組織活動補助金交付要綱(平成15年白井市告示第38号)第2条に規定する市民自治組織の長又は自治組織のない地区にあっては、周囲に居住する者の意見を取りまとめた地域の代表者をいう。

(設置等の基準)

第3条 防犯灯の設置等の基準は、次のとおりとする。

- (1) 設置場所は、自治会等の区域内及びその周辺で不特定多数の者が通行する道路とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- (2) 防犯灯の設置について、設置場所周辺の住民の理解が得られている場所とする。
- (3) 灯具は、東電柱又はNTT柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- (4) 鋼管ポールを建て設置する場合は、ポールの強度を考慮し、低圧電線の架線されている電柱から、おおむね 25 メートル以内の場所に設置する。

- (5) 鋼管ポールを建て防犯灯を設置する場所が私有地の場合、土地の借地料が無償である場所とする。
- (6) 防犯灯の設置間隔は、他の屋外照明からおおむね 35 メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (7) 灯具の設置の高さは、原則として地上から 4.5 メートル(歩道においては 3.0 メートル)以上とする。
- (8) 防犯灯は、原則としてFHP32形に相当する10W契約LEDランプとする。

(設置等の要望)

第4条 自治会等の長は、防犯灯の設置、移設及び撤去(以下「設置等」という。)を必要とするときは、市長に要望することができる。

2 前項の規定により、設置等を要望しようとするときは、事前に自治会等の総会又は役員会での承認及び防犯灯の設置等を要望する箇所の周辺住民から同意を得た上で、防犯灯新規設置等要望書(別記第1号様式)に要望数及び優先順位を明らかにし、関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

(設置等の決定)

第5条 市長は前条の規定による要望があったときは、当該要望に係る書類等の審査及び現地調査等を実施し、第3条に規定する設置等の基準により設置等の可否を決定するものとし、決定の内容を防犯灯設置決定通知書(別記第2号様式)により防犯灯の設置等の要望をした者に通知するものとする。

2 前項の規定において、設置等を可とする防犯灯の設置等に係る費用の合計が予算の範囲を超える場合は、市長は防犯灯新規設置等要望書の優先順位を踏まえ、設置等の可否を決定することができる。

(土地使用の承諾)

第6条 自治会等の長は、前条の規定により設置を可とする通知を受けたときは、当該防犯灯を設置する土地が、自治会等が所有し、又は管理するものでない場合においては、土地使用承諾書(別記第3号様式)により当該土地の所有者の承諾を得なければならない。

2 前項の土地使用承諾書は、当該防犯灯の設置前までに市長へ提出するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか防犯灯の設置及び維持管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月16日から施行する。

防犯灯新規設置等要望書

年 月 日

（宛先）白井市長

地区名
代表者名
電話番号

下記のとおり、防犯灯の設置等を要望いたします。

記

1. 要望事項

※2箇所以上要望が有る場合は優先順位を明記してください。

番号	種 別 (設置・移設・撤去)	要望箇所住所	電柱番号	優先順位

2. 要望箇所の略図を記入してください。（別添図面可）

別記第2号様式（第5条第1項関係）

白 第 号
年 月 日

様

白井市長 印

白井市防犯灯設置等決定通知書

年 月 日付けで要望のあった防犯灯の設置等について、次の通り決定したので通知します。

なお、防犯灯設置工事につきましては、年内に発注し、工事は 年 月から 月の間を予定していることを申し添えます。

記

- | | | |
|-----------|---------|---|
| 1. 設置等の可否 | 設置（可・否） | 灯 |
| | 移設（可・否） | 灯 |
| | 撤去（可・否） | 灯 |

（設置等の場所は、別紙のとおり）

2. 工事の予定 年 月から 年 月の間

担 当：

連絡先：

別記第3号様式（第6条第1項関係）

土地 使用 承諾 書

年 月 日

（宛先）白井市長

（土地所有者）

住 所

氏 名

⑩

電話番号

私が、白井市
に所有している土地に白井市が防犯灯を設置することを下記のとおり承諾する。

記

1. 承諾の期間は、当該防犯灯が撤去及び移設されるまでの期間とする。
2. 土地の使用料は無料とする。
3. 土地の利用目的の変更等により、当該防犯灯が支障となる場合は、撤去または移設の請求ができるものとする。
4. その他